

関西|労|災|職|業|病

関西労働者安全センター

2015. 6.10発行〈通巻第456号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201

TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278

郵便振替口座 00960-7-315742

近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284

E-mail: koshc2000@yahoo.co.jp

ホームページ: <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



- アスベスト国賠訴訟開始
水道管加工で被害の遺族も新たに提訴 2
 - 緊急作業時の被ばく規制で厚労省検討会が報告書
場当たりの線量限度、前例に頼る250mSv 5
 - マタニティハラスメント防止に動き始めた厚労省 10
 - それぞれのアスベスト禍 その51 古川和子 13
 - 韓国からのニュース 16
 - 前線から 19
- はつりじん肺損害賠償訴訟 第31、32回弁論報告 大阪
産衛学会地域交流集会で過労死防止対策を議論 大阪

5月の新聞記事から／22
表紙／はつりじん肺損倍訴訟の原告浜川邦宏さん(左)と
末吉茂正さん(本文前線参照)

アスベスト国賠訴訟開始 水道管加工で被害の遺族も新たに提訴

本年4月号で紹介した菊池良子さんを原告とするアスベスト国家賠償訴訟の第一回弁論が、2015年5月1日、大阪地方裁判所で開かれた。泉南石綿最高裁判決後に提起された最初のアスベスト国賠訴訟であるため、マスコミも注目していることから第一回弁論は大法廷で開催され、この日は菊池さんによる意見陳述が行われた。

「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」の仲間や多くの支援者が見守る中、菊池さんは、亡くなったご主人のことを思い返し、ときどき声を詰まらせながらもこの訴訟の意義を強く裁判所に訴えた。

国の答弁書と求釈明

厚生労働省自身が「和解手続による賠償金のお支払い」と銘打って案内を行っていることから分かるように、ポスターやリーフレットで紹介されている3点の和解要件、すなわち、①昭和33年5月26日から昭和46年4月28日までの間に、局所排気装置を設置すべき石綿工場内に置いて、労働者として、石綿粉じんばく露する作業に従事したこと、②その結果、石綿による一定の健康被害を被ったこと、③提訴の時期が損害賠償請求権の期間内であること、に合致すれば、

裁判を提起する必要があるものの、提起後はすみやかに損害賠償金が支払われることになっている。もっとも、国にとっても泉南最高裁判決以後初めて臨む訴訟になることから、まずは紋切り型の答弁書が裁判所に提出された。

国の答弁書によると、泉南最高裁判決で認められた国の責任の範囲に再度触れた上で、原告である菊池さんに釈明を求めている。その内容は、御陵石綿に勤めていたときの、①具体的作業内容、②作業従事期間、③石綿粉じんばく露の具体的状況、であった。しかし原告の良子さんにとってこれらを主張することは困難である。なぜなら亡くなる数年前に武雄さんの若い頃の話聞いた限りで、実際にどのような環境であったかまで教えてもらった訳ではない。そも



初弁論後、解説をする位田浩弁護士（左）と菊池良子さん

そも、就業中のアスベストばく露が認められ、送られてきた労災保険支給決定通知書を証拠として提出しているにもかかわらず、このような主張を原告から新たにする必要があるのであるか。国は労災認定を受けた被害者情報をもっているのだから、救済する意図があるのであれば能動的に被害者に連絡等するべきである。



提訴に裁判所へ向かう藤田良子さん（中央）と弁護士

この求釈明について原告代理人と被告指定代理人の間でしばらく緊張感あふれる応酬があった。最終的に原告側は、大阪府下に3ヶ所あった御陵石綿の各工場における石綿関連疾患罹患者で労災が認められた方々の全資料を開示させるために文書提出命令の申し立てを行うことにした。御陵石綿では労災が認められているだけで11名（菊池武雄さんを含む）もの被災者がいるため、各被災者に対する労働基準監督署の調査を見れば、武雄さんのばく露状況をより明確に浮かび上がらせることができるだろう。そしてその調査文書は国側である労働基準監督署が持っているのである。

第二陣の提訴

菊池さんの弁論期日にあわせ、この日二件目のアスベスト国家賠償訴訟が提起された。原告の藤田良子さんは、ご主人の良男さんを中皮腫で亡くされている。

良男さんは、お兄さんが経営する大阪市

西淀川区の藤田鉄工所に勤めていたことがあった。藤田鉄工所は、昭和34年11月から同36年10月までの約2年間、久保田鉄工株式会社（現・株式会社クボタ）の孫請として、青石綿が含有されている水道管の切削加工を行っていた。この非常に限られた期間に吸引したアスベストが原因で、良男さんは中皮腫に罹患したのである。

この会社は、石綿製品製造工場ではなく、加工工場での作業であるため、換気装置を含む作業環境や粉じんばく露状況について国から釈明を求められるおそれがある。藤田さんもお主人の若いころの作業内容については詳しくは知らず、6月25日に予定されている第一回弁論の際に国側からどのような答弁書が提出されるのか警戒が必要である。

なお、当時久保田鉄工の下請けとして、石綿水道管（継手）の溝を削る作業をしていた事業所は、当センターで把握しているだけで3ヶ所あり、それぞれの事業所で労災認定、あるいは石綿肺の管理区分認定

を受けている被災者が出ている可能性もある。

残る環境ばく露問題

また、大阪市内という環境上、工場周辺に多数の住民が生活していた状況を考えると、今回の国家賠償責任が及ばないとされた被害者も多く存在することが予想され、その方々に対する救済についても取り組んでいかななくてはならない。

とくに水道管を旋盤で削る作業は、凄まじい粉じんが現場で発生するだけではな

く、削りかすも大量に発生する。セメント混じりの削りかすは、舗装のために工場やその周辺道路に撒かれて再利用されていたという。この結果、工場周辺の住民も石綿にばく露した可能性は否めない。実際、すでに報道もされているように、藤田鉄工所周辺 500 m以内に居住歴のある方から、2名の中皮腫患者が見つまっている。同じ現場から発生したアスベストが原因でアスベスト疾患に罹患しても補償対象にならないことについては、今後も問題提起していきたい。

“クボタショック”から 10 年

アスベスト被害の 救済と根絶をめざす 尼崎集会に参加しましょう!

日時： 6月27日（土） 正午～4時半

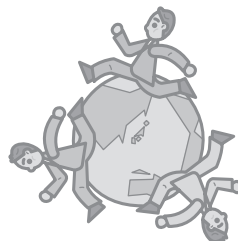
6月28日（日） 9時45分～正午

場所： 尼崎中小企業センター（阪神尼崎駅北東すぐ）

参加無料

主催：中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会
／同 尼崎支部／尼崎労働者安全衛生センター

お酔い合わせ：06-4950-6653 尼崎労働者安全衛生センター



緊急作業時の被ばく規制で 厚労省検討会が報告書 場当りの線量限度、前例に頼る 250mSv

問題がでてきたらとりあえずの手当をする。経験した問題のある事象に対処できるよう、法律上の辻褄をあわせる。法律や省令の改正というのは、大抵このように進むのだろうか。そして本当にそれで将来に向けた対策を講じることができるのだろうか。政策や制度をどのように作ったり改正したりするか、またどのような枠組みで検討をするのが妥当か、そういうことの判断は、いったい誰がするのだろうか。

昨年7月30日の原子力規制委員会で田中委員長が緊急時の被ばく規制の検討を提起して以降の関係官庁や専門家らの動きをみていると、そうした思いを募らせてしまう。

この間のすべての法令改正につながる対策案は、ただただ「3.11の事故で経験したこと」に対する対処に限られるものになっている。たとえば新たに特別な被ばく限度が設けられる特定緊急作業は原子力施設の「破滅的な状況」の回避に限ることになっているし、その被ばく限度は250mSvとしてそれ以上は考えないことにするという。

もともと3.11以前から指摘されていた緊急作業時の被ばく規制に関する未解決の問題は、ほぼ積み残しにしたままで、全体的な放射線管理の整合性を顧みる方法は皆

無になっている。

あくまでも3.11が土台の緊急作業

昨年7月の規制委員長の検討開始宣言以降、11月17日に放射線審議会総会が開かれ、「緊急作業に従事する者の被ばく制限について」という議題で議論が行われた。放射線審議会は、「放射線障害の防止に関する技術的基準の斉一を図ること」を目的として、関係行政機関からの諮問にこたえるための組織とされているのだが、3.11以降、原子力関係の省庁再編成があり、このような具体的な問題が議題にあがるのは初めてのことだった。

この審議会では、ICRPやIAEA等の国際機関における緊急作業時の被ばく規制についての検討状況、3.11の事故で問題となった緊急時被ばく限度の一時的な引き上げの経過について、それぞれ関係者から報告が行われ、議論が行われた。ただ、内容はこれまでの整理というべき議論が行われたにすぎないものだった。

この議論も踏まえたものとして原子力規制庁の事務局は、諸外国の規制情報を調査、整理したうえで、論点をまとめ、12月10日の規制委員会での議題にあげる。ここで議論は、教育や同意（志願）を前提にし

て限度は3.11の例もある250mSvをベースにして検討を進めるというものだった。

そもそも原子力規制委員会が緊急作業規制についての検討を行うのは、原子力施設の事故などにより公共の安全を守るための規制を定めた原子炉等規制法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）の中の規制に関わるからだ。この法律により、放射線業務に従事する作業者の被ばく規制が定められている。

一方、放射線業務に従事する労働者には、この原子炉等規制法以外に労働者の安全と健康を保持するための規制である労働安全衛生法による規制がある。このことから、原子力規制委員会の議論が進められるのにあわせて、厚生労働省でも年も押し詰まった12月26日より検討会を開始、緊急作業時の規制を検討課題とした。

ただし、この検討会の表題は「東電福島第一原発作業員の長期健康管理等に関する検討会」というもので、主題は3.11以降の緊急作業に従事した作業者の長期の健康管理方法に関わる検討であり、その中に今後の緊急作業での被ばく規制が検討課題の一つであげられたわけだ。

放射線医学などの専門家を集めて月に1回のペースで開催されたこの検討会は、それ以降、緊急作業時の被ばく規制をめぐる議論が行われることになる。

被ばく線量超過者の新たな線量管理

そして、5回の検討会を重ねた後、5月1日に報告書が公表された。

報告書の項目は次のようなもの。

- 第1 緊急作業従事者の健康診断等、離職後も含めた長期的な健康管理
- 第2 緊急作業従事期間中の健康管理
- 第3 緊急作業中の原子力施設内の医療体制確保
- 第4 通常被ばく限度を超えた者に係る中長期的な線量管理
- 第5 緊急作業従事期間中の被ばく線量管理
- 第6 特例緊急作業に従事する者に対する特別教育の在り方

この中で、緊急作業の被ばく規制に直接的に関係するのは、第4から第5ということになる。

第4は、3.11ですでに100mSv以上の被ばくをしてしまった作業者の今後の被ばく線量管理方法についてのものだ。

現行の被ばく限度は、1年に50mSv、かつ5年間で100mSvとなっている。この5年間で100mSvというのは一生の職業生活において、1000mSvを超えることのないようにし、短期間で相当量の被ばくも避けるという趣旨のICRPの90年勧告を取り入れるために設けられたものだ。それまでの規制は年に50mSvだけだったので、総量規制を厳しくしたわけだ。

しかし、緊急作業の規制が100mSvであったときには問題とならなかったこの規制が、250に引き上げて実際に相当量の被ばくをした作業者がいたことから問題が生じることになる。なぜなら、250に引き上げた2011年3月からの最長の5年間は来年の3月末となるわけで、それ以降、

相当量の被ばくをした作業者は通常の規制に戻ることになる。つまり、もしこのままの限度を適用すると、合計の線量は理屈上 1000mSv を超えることも可能になってしまう。

検討会報告書は、その時点の累積被ばく線量を 1000mSv から減じた残余の線量を 68 歳から年齢を減じた残余の就労期間で除して得られる数字をもとにその後の 5 年間の上限を設定するという方法を提案する。

たとえば 3.11 の緊急作業を含めて 600mSv も被ばくしてしまった 45 歳の作業員なら、残りの 400mSv を 68 - 45 の 13 年で除すと年 17.4mSv となるので、それに 5 をかけて 87mSv となるので、半端を切り捨てた 85mSv が 5 年当たりの数字になるというわけだ。

細かな修正のようだが、限度の管理としては当然の改正ということになるだろう。

250 超、見出しがたければ超法規？

問題は第 5 の緊急作業従事期間中の被ばく限度だ。

報告書は、100mSv を超えるような緊急作業に最も当てはまるのは「破滅的な状況」の回避であるとする。この前提は、原発事故だけを想定しているのだが、設定する被ばく限度として、3.11 で「緊急対応が可能であった経験」をふまえて、「250mSv を超える線量を受けて作業をする必要性が現時点では見出しがたい。」とする。

250 という数字の根拠について確定的

影響との関係を記述するのだが、そもそも緊急の状況において、250 を超える被ばくを余儀なくされるような作業はあり得ないことと言い切れるのかという問題には対応できていない。たとえば救命のためそのような状況が生じたときは、この限度は無視されることになるだろうし、そもそも原子力施設の事故だけを想定したとしても、3.11 以降の状況でもっと酷い状況が生じない保証はないことを、素人目にも指摘できる。

このような 250mSv という特例の被ばく限度が設定される作業は、「特例緊急作業」として規定し、原子力災害対策特別措置法に定める「原子力緊急事態」又はそれに至るおそれの高い事態が発生したときに、厚生労働大臣が判断し「特定緊急被ばく限度」を定めるとする。

この限度が適用される「特例緊急作業従事者」は原子力事業者により原子力防災組織の要因として指定されている者（原子力防災要員）に限るとしている。

また原子力防災要員の選定は、労働条件の明示において双方合意した上で労働契約を締結し、労働者の意向に配慮するとしている。

この条件は、志願者であるべきである国際機関の勧告の要件を労働契約の中に反映させたものということになる。ただ、志願者という条件とは相当異なる条件であることには変わらない。

見送られた通常緊急作業の特別教育

第6では特例緊急作業に従事する者についての特別教育を定める。

I C R P等の前提は「情報を知らされた志願者」であり、この特別教育は緊急作業時のための情報であり、可能性のある被ばくがどのような影響を及ぼすのか、それをどのように自らの行動の選択に活かすのかという大切な情報を含むことになる。

ただ、この検討会の当初の事務局案は、特例でない、通常の100mSvを限度とする緊急作業についても、特別教育を新たに義務付けるものとしていた。電離則はもちろん原子力施設に限るものではないので、医療機関や検査機関など放射性物質や放射線発生装置を扱うすべての事業場で、新たな教育が必要となるものだった。

従来より指摘されてきた電離則の欠陥である、イザというときは放射線業務従事者でなくとも100mSvまで浴びせられるなどという条文がようやく除かれるはずだった。

ところが、結局厚生労働省の事務局は、原発事故への対応に限定することで、この問題も積み残すこととしたわけだ。

炉規法は全ての緊急作業で意思確認

この報告書をもとに、厚生労働省は今後、電離則の改正へ向けた作業に入っている。

また、それに先立って原子力規制庁は、原子炉等規制法関係の省令を改正する作業に入っている。原子力規制庁の事務局は、厚生労働省の検討会にもオブザーバーとして参加し、原子力緊急事態の設定などの議

論にも参加しているが、規制法側の省令改正案をこの5月21日にいち早く公表している。

原子力施設関係の規則は、相当数に上るが、福島第一原発のような商業用原子炉を規制するのは実用炉規則（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則）で、厚労省の検討会と同様の改正を行う。

そのなかで「緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者」の要件として、新たに次の二つの要件を設定している。

一 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意志がある旨を発電用原子炉設置者等に書面で申し出たものであること。

二 緊急作業についての訓練を受けた者であること。

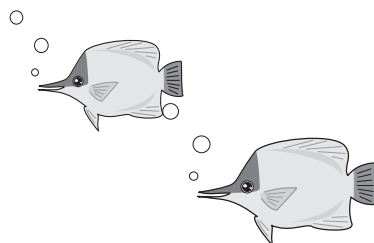
原子炉等規制法による緊急作業の規制は、もともと電離則とは異なり、従前の100mSv限度の緊急作業においても、放射線業務従事者以外がすることを認めていなかった。今回の改正で、緊急作業が100mSv限度と250mSv限度の2段階にはなるが、すべてについて「被ばくに関する情報提供を予め受けた上で、参加の意思を表明し、必要な訓練を受けた放射線業務従事者に限る。」ということになる。

もちろん、「意志の表明」や「書面で申し出」が労働関係のもとでどれほどの意味を持つものといえるか、はなはだ問題だが、大きな変更であるとはいえるだろう。

ただ、これから出てくることになる電離則の具体的な運用との整合性の問題もどの

ように解決するのか、この原案でも未確定要素といえるだろう。

いずれにしろ、3.11だけを前提にした、根本的な放射線被ばく規制の議論を避けて通った、つぎあてだらけの緊急作業の被ばく規制は、省令化の前に更なる批判にさらされる必要があるだろう。



さんいちブックレット 009 除染労働

被曝労働を考えるネットワーク 編

＜執筆＞なすび、長岡義幸、西野方庸

さんいちブックレット 007『原発事故と被曝労働』に続く、被ばく労働を考えるネットワーク編著の第2弾！

発行：三一書房 <http://31shobo.com/>
1000円＋税

パワハラにあったとき
どうすればいいかわかる本



パワハラにあったとき どうすればいいかわかる本

いじめ・メンタルヘルス労働者支援センター (IMC)
+ 磯村 大 (精神科医) 著

今、職場のいじめ、パワハラが増えています。

2013年度の労働局に寄せられた労働相談の内訳では、「いじめ・いやがらせ」が2年連続トップでした。

本書は、職場のいじめ、パワハラを受けたとき、当事者や相談を受けた職場仲間、経営者、家族たちが、どのように対応していけばいいのかが、すぐに役立つように、マンガを使って、Q&Aでわかりやすく書いた本。

合同出版 http://www.godo-shuppan.co.jp/products/detail.php?product_id=455
サイズ:148mm × 210mm 発行日:2014.11.10 ページ数:144ページ

マタニティハラスメント防止に動き始めた厚労省

6月「男女雇用機会均等月間」である。

厚生労働省は、第30回目の「男女雇用機会均等月間」をマタニティハラスメントをテーマに、1. 妊娠・出産などを理由とする不利益取扱い禁止に関する周知徹底のための広報活動の実施、2. 事業主に対する妊娠・出産などを理由とする不利益取扱い禁止の徹底・指導の集中的実施、を行う。

近年、マタニティハラスメントという言葉がよく使われるようになったが、行政を動かす契機となったのは、昨年10月の妊娠による降格を違法とした最高裁判決である。それを受けて、厚生労働省はこの1月、男女雇用機会均等法の解釈通達を改正した。

最高裁判決

2014年10月23日の最高裁判決は、降格が「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律」（以下、「男女雇用機会均等法」）第9条第3項に違反し無効であるとした。

上告人は広島市の理学療法士で、生活協同組合で管理職である副主任として働いていた。第2子の妊娠で軽易な業務への転換を求めたところ、身体的負担が軽いと思われる施設へ異動が行われ、その後、異動先で上告人より経験の長い職員がすでに主任を務めることから、協同組合は上告人を副主任より降格した。その後、上告人は産前

産後休暇、育児休暇を終えて、業務軽減前の所属場所へ職場復帰したが、すでに別の労働者が副主任に任じられていたため、上告人は元の副主任に任じられなかった。これを不服として、管理職手当の支給と損害賠償を求めて提訴した。ちなみに、第1子の妊娠時にすでに副主任であったが、その際には降格はされず、産休・育休を取得後、職場復帰している。

原審判決は、「上告人の同意を得た上で、人事配置上の必要性に基づいてその裁量権の範囲内で行われ」男女雇用機会均等法第9条3項に違反しないとした。

第9条第3項とは、「事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法第65条第1項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第2項の規定による休業をしたこと（注：産前休業の請求、産前産後の休業）その他の妊娠又は出産に関する事由であって厚生労働省令で定める物を理由として、当該女性労働者に対して解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない」としている。

それに対して、最高裁判決は明らかな法令違反があったとした。その理由はおおよそ以下のような内容である。

まず、9条3項に違反しないとするためには、当該労働者の自由な意思に基づいて降格を承諾したと認めるに足る合理的理由が客観的に存在し、降格せずに軽易業務させることに業務運営や人員の適正配置の

確保など業務上の必要性から支障があり、その内容、有利又は不利な影響の程度が同項の趣旨及び目的に違反しないと認められる特段の事情が存在することし、その上で、この件に関して以下のように述べた。

本件では降格によって業務負担の軽減が図られたか否か明らかでなく、本件措置によって受けた有利な影響が明らかでない、他方、措置によって非管理職になりかつ管理職手当を受けられなくなるなどの不利な影響を受けた。また、職場復帰後も副主任に復帰することができず、一連の経緯から、本件措置は軽易業務への一時的な転換でなく、復職後も副主任への復帰を予定していない措置としてなされたものとみるのが相当である。

また、降格の措置を執ることなく軽易業務へ転換することに業務上の支障があったのか明らかでない一方、管理職の地位と手当の喪失という不利な影響は重大であり、副主任への復帰も予定していない、上告人の意に反するものだった。

つまり、協同組合の行った降格には合理的な理由が認められず、それによって上告人が受けた恩恵は不明で、反対に不利益は重大だった。かつ、協同組合は事前に措置による利益、不利益について十分説明して承諾を得ているなどの特段の事情がなく違法である、ということだ。

しかも、最高裁判決には桜井龍子裁判長からの補足意見が付き、そこで復帰後に副主任に戻さなかったことに関しても、特段の理由がなく、「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関す

る法律」（以下、「育児・介護休業法」）第10条の「事業主は、労働者が育児休業申し出をし、又は育児休業をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取り扱いをしてはならない。」に違反するとした。

解釈通達改正

厚生労働省はこの判決を受けて、2つの解釈通達「改正雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律の施行について」と「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について」を一部改正した。

男女雇用機会均等法の通達に加えられた解釈とは、簡単に言うと、法に違反しない場合の条件として、1. 措置による内容が不利益な取扱いの内容を上回る特段の事情があるとき、または、2. 措置による有利な影響が不利な影響を上回りかつ適切な説明がなされ、一般的な労働者であれば同意するような合理的な理由があるとき、とした。さらに、妊娠・出産等の事由を契機として不利益取扱いが行われた場合は、原則として妊娠・出産等を理由として不利益取扱いがなされたと解されるものであること、「契機として」については、基本的に事由が発生している期間と時間的に近接して不利益取扱いが行われたか否かを持って判断する、となっている。

つまり、妊娠を知らせたすぐ後などに不利益取扱いがあった場合、基本的に妊娠が理由と解し、特段の事情や合理的理由が認め

られなければ違法であるということになる。

育児・介護休業などが理由の場合も同じ取扱に改正された。

詳しくは、通達 (<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukinto-ujidoukateikyoku/0000071927.pdf>) をご覧ください。

女性の年齢別労働力率をグラフにすると、20 歳代で盛り上がった線が 30 歳前後で一旦下がり、40 歳代でまた上がる M 字カーブを描くことが知られている。妊娠で退職を余儀なくされる女性は多く、この事例のように産休や育休を取得できる環境であったとしても、不利益な取り扱いを受けることも多い。通達改正で事業主側により理解が深まることを期待したい。

いじめ嫌がらせも多い マタニティハラスメント

マタニティハラスメントには、最高裁で争ったような不利益取扱いのような組織的な問題以外に、上司や同僚による不適切な発言や扱いといったセクシュアルハラスメントと重なる内容も含まれる。そのようなマタニティハラスメントを含む実態調査が最近発表された。

マタニティハラスメント対策ネットワークは今年 3 月発表した「マタハラ白書」でマタハラ被害者へのネット調査結果を報告した。20 歳から 45 歳までの 186 人が回答し、うち 7 割が正社員で 3 割は非正規社員。企業規模は 10 人～100 人が 32 %、

100 人～500 人が 19 %、1000 人以上が 13 % でマタハラは規模に関係ないとしている。また、長時間労働現場が 44 % でマタハラの温床になっており、有給休暇の取得率も低い。

加害者については、直属男性上司 30.1 %、人事部と男性経営部が 13.4 %、直属女性上司 12.5 %、女性同僚 10.3 % だった。人事部に法律知識がない場合や、違法と知りながらの悪質なケースも存在するという。女性からのマタハラも意外に多く、いじめや心ない発言があった。

このような調査結果や当センターに持ち込まれる相談からも、妊娠は、けがや病気よりも自己責任という認識が強く、長時間労働の職場などでは、業務をフォローする同僚からもマタハラが起こりやすくなることがうかがわれる。

パワーハラスメントとは違い、妊娠・出産を理由とした不利益取扱いは男女雇用機会均等法という法規制がある。その点ではマタニティハラスメントは取り締まり、指導がしやすいと言える。ただし、個別のケースが今回改正された解釈に当てはまるかどうかという判断は、まだまだ難しそうだ。

また、無事職場復帰できたとしても、出世コースを外れざるを得ないという組織内の仕組みの問題もある。

ただはっきり言えることは、女性労働者が妊娠・出産で、産休、育休を取る権利、職場復帰する権利が保障され、育児・介護で時短で働こうとキャリアを積むことが可能な職場が、男性労働者も含め全体が働きやすい職場となることは間違いない。

連載 それぞれのアスベスト禍 その 51

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会

古川和子

ニチアス工場の犠牲となった英語教師

山下享則さん（63 歳）が 5 月 19 日夜、容体が急変してひっそりと息を引き取った。28 年間連れ添った家族に看取られることもなく、不安と無念の気持ちでいっぱいだっただろう。

山下享則さんが発病したのは 2008 年、56 歳の若さだった。先日会った時に「発病からもう 7 年たった。8 年に向かって頑張るよ」と笑っていた。

奈良県王寺町の JR 王寺駅前で生まれた彼は、中学校卒業までニチアス王寺工場周辺に居住していた。中学校は、ニチアス工場から南に 200m 弱の距離にあり、工場横にある狭い側道を通して通学していた。ニチアスの工場から飛散してきたアスベスト粉じんを自宅で吸い、工場の真横の通学路で曝露し、少し高台にある中学校内でも、風向きにより真正面からアスベスト粉じんを受けていたのだ。

山下さんが発病間もない頃、韓国から釜山の第一化学近隣被害者や BANKO（韓国石綿追放ネットワーク）のメンバーが視察に came。山下さんは案内に同行して、中学校の前に立ってニチアス王寺工場を見降ろしながら「教育委員会は、かつての同窓生たちに危険を呼びかけなければ」と強く

言っていた。

兵庫県芦屋市で高校の英語教師をしていた彼は発病すると兵庫医大に入院した。しかし治療の途中にセカンドオピニオンのため宇部医療センターの岡部和倫先生の診察を受け、「手術を受けるならこの先生に」と、即座に宇部医療センターに転院をした。

宇部医療センターに入院する前だったか、突然「モロッコに行く」と言いだしてしばらく姿を消してしまった。大きな手術を直前に控えて何という事を…と気をもんだが無事に帰国して、手術を受けた。彼が亡くなった後、旅行に一緒に行ったお連れ合いの A 子さんに聞いた話では、「昔『海外青年協力隊』でモロッコに滞在したことが有り、思い出の地なので、自分が動ける間に A 子さんを連れて行きたかった」と言っていたそうだ。

術後は順調に回復し、その後は徐々に連絡も途絶えがちになった。「便りが無いのは元気な証拠」と片岡さんたちと言っていた。

最近、「堺市の近畿胸部疾患センターに入院しています。急いで会いたいです」と連絡が来た。久しぶりに会った彼は、相変わらずやんちゃ坊主のような笑顔を浮かべてよく話した。その会話の中で「宇部医療センターにいた時は楽しかった」と語って



入院中の山下さん（酸素はメガネの先端に取り付けたチューブから鼻に。近畿胸部疾患センターにて）

いたのが印象に残っている。毎日のリハビリがとても楽しく出来たという。

名取先生にセカンドオピニオンを求めようと日程調整をしていただいたが、体調不良によりそれは叶わなかった。

病室に訪問した時、山下さんはご自身のことが他の患者と家族の方たちの参考になるならすべて公開してもよいと言ってくれた。環境省に対しても「本人の承諾が有れば、病院の身元引受人をNPOや患者会等に指定できる制度を作してほしい」と訴えていた。

「自分が死んだあと、それらの苦しみが無かったことになるのは嫌だ」とも言っていた。

自分が伝えられることは遺して逝きたい、と何度も言っていた。放射線治療や介護についての以下のメールもその一つだと思うので、紹介したい。

「熊取町の京大原子炉実験所の鈴木実先生と近藤夏子先生から説明を受けました。結論からいうと私の病態では、リスクが高すぎるため適応出来ないとのことでした。この研究施設での胸膜中皮腫の治験

適応患者が、16例でまだ少なすぎる上に私のように片肺摘出者の肺活量の余力の無さ（通常両肺では3500cc片肺だと半分の1700cc.）、私は1100ccの肺活量で、最低値が、650ccと論外のリスク保持者で、いくら、放射線が少なくても、やはり健康な肺細胞にも、照射が有るので上記の650ccを下回る状況だと生命に関わるリスクが高すぎる。という結論だそうです。残念。よって、当面は、近畿中央胸膜疾患センターにての抗がん剤治療を続けるしかないようです。ところで、自宅療養にて、今現在、地域第2包括支援センターにて、介護保険を受けるために担当のケアマネジャーを探しています。どなたか紹介していただける方はいませんか。患者家族の会のとの繋がりのある方が良いと思っているのですが、堺市：山下享則」

「実際に介護保険を使って何をしたいのかもわからないので、私なんかは、いいようにあしらわれるかと思います。

一例

- 1) 介護タクシーを利用する。
- 2) 部屋の整頓で、ミカン箱程度の大きさの箱を10個余り運んで欲しい。
- 3) 入浴をサポートしていただけるか？あるいは、見守るだけで良いのか？…不明

いずれにしても、会って互いを確かめることから出発ですが、前述のようにそこにはすでに、利害案件の存在が有るのです。…こんなのは考え過ぎですがね。まあ、中皮腫のわがままな患者をサポートしてくれる理解者が見つかると思います。」

山下さんは「要支援2」の認定を受けて

いたが、実態はもっと深刻だった。

この様なやりとり直後の5月19日に堺市の再生麻袋被害者である川崎千津代さんの紹介で、同業であり担当地区のNケアマネージャーが病室を訪問した。

残念ながら私は岐阜市出張の為に同席できなかった。そしてこの日の夜、山下さんは急逝した。翌日に身内の方から電話があり、突然のことに言葉を失った。

先日自宅を訪問してA子さんから、「患者と家族の会」が最期の拠り所になっていたのだと聞かされた。

山下さんは日頃「せめて介護タクシーが使えたら」といっていたそうだが、悲痛な叫びがいまでも聞こえそう。彼の死は、現在の介護認定の基準を中皮腫患者に適合するように見直す作業も必要だと実感させられた。

2009年に「石綿対策全国連絡会議」が日本の患者と家族による「ビデオレター」を「アジア・アスベスト禁止ネットワーク」設立のアジア会議向けに作成した。その時に山下さんは最初の挨拶を得意の英語で話してくれた。この時の患者出演者は、関西方面では、早川義一さん、M子さん、中村實寛前会長、岡田陽子さん、山下享則さんだった。

この5人の方には共通するものを感じている。それぞれ大きな課題を提供してくれたからだ。早川義一さんはクボタショックの記者会見で「よーいどんの号砲が鳴った」とアスベスト公害発覚を訴えた。Mさんは、私たちが出会った堺市の麻袋再生業の

近隣曝露被害者第一号だった。中村実寛さんは「明日をください」と世に訴えて、被害者救済に奔走した。山下享則さんは、「ニチアス王寺工場近隣曝露」だが、私達が取り組んできた「被害者救済」だけではだめだと教えてくれた。医療の進歩と、熱心な医療関係者の方々のご尽力で中皮腫患者の延命効果がでている現在は10年前と違って、多くの患者は次のステップに向っている。緩和ケア、介護認定、障害者手帳取得など、「発症から程なく永眠する」という話ではなくなってきた。患者に学ばせてもらおう…とアスベストセンターの斎藤洋太郎さんからよく聞いたが、まさにその通りだ。山下さんの場合でも、もっと早い段階で介護認定が適正に為されていたら通院にも介護タクシーが利用できただろう、と悔やまれる。現在の介護認定の基準を中皮腫患者に適合するように見直す作業も必要だと思います。

大きな課題を遺してくれた山下さんの死は、あまりにも突然であり「そんなにも苦しんでいたのだ」という悔恨の念でいっぱいになった。

患者と家族の会が出来た当初は「すぐに駆けつける」を信条に行ってきたが、その原点に立ち、患者の発信するSOSを見逃さない様に心を傾けたいと誓いを新たにした。



韓国からの ニュース

■町内の化学物質「危険情報アプリ」で確認 ／化学物質監視ネットワークが公開試演会

仕事と健康・化学繊維連盟など市民・社会団体が構成された「知る権利保障のための化学物質監視ネットワーク」は6日、環境財団で記者会見を行い、「私たちの町内の危険地図アプリ」の公開試演会を行った。アプリは2657人の寄付金で製作された。危険地図アプリはアンドロイドフォン使用者の場合、グーグルストアでダウンロードすることができる。

アプリは2012年に環境部が公開した3268の事業場で使う1万2700種の化学物質の種類・排出量・移動量の情報が入っている。利用者に化学物質の危険レベルが分かるように、癌発病の可能性によって赤色・黄色・橙色で表示。利用者は化学物質の名前とガス番号を入力すれば、化学物質に関する具体的な情報を得ることができる。

ネットワークによれば、危険地図アプリには2012年から昨年までの3年間に発生した200件の化学物質事故のうち、173件の情報が表示され、事故地点を探せば、半径1kmに居住する住民の数と事故内容を確認できる。爆発性・有毒性が強い化学物質の事故発生時の待避方法も案内されている。2015年5月7日 毎日労働ニュース ク・テウ記者

■ソウル市、女性労働者を訪ねてストレス管理

ソウル市中部女性発展センターが15日から来月26日までの7週間、「訪ねて行く女性労働者ストレス管理サービス」を実施する。毎週金曜日にロッテマートの支店を巡回する。

センターは「多数の女性の感情労働者が働く企業を直接訪ねて、ストレス管理サービスをするプログラム」で、「今年上半期はロッテマートで試験運営をし、満足度を評価した後に規模を拡大していく」と説明した。サービス対象事業場と期間を拡大することを検討している。

センターで教育を受けて就職できた結婚移民女性と、40～50代の脆弱階層の女性で構成されたピュティー・セラピストがストレス管理を担当する。労働者のストレスも減らし、雇用も創出する、一石二鳥効果を期待している。2015年5月15日 毎日労働ニュース ヨン・ユンジョン記者

■「沈黙の殺人者」石綿を放置したままのリモデリング急増

釜山（プサン）地方雇用労働庁は15日、釜山地域で、建築物を撤去する前に石綿調査を行わず、過怠金を賦課される事例が毎年増加しているとして注意を促した。

労働庁によれば、産業安全保健法上の石綿調査未実施で賦課された過怠金件数は2012年の36件から、2014年62件に急増した。大部分が小規模商店街のリモデリングがされる過程で摘発される事例だった。

関連法上の石綿調査制度の内容によれば、面積50㎡以上の建築物を解体する場合には、作業前に雇用労働部長官の指定を受けた石綿調査機関によって石綿含有量などを調査する。機関石綿調査を実施することになっている。50㎡以下でも、撤去しようとする者が

自ら肉眼調査によって石綿含有の有無を確認して報告しなければならない。違反すれば機関石綿調査の場合は5千万ウォン以下、一般石綿調査は300万ウォンの過怠金が賦課される。

労働庁は石綿調査制度の広報の不十分がもたらした結果として、今月中にインテリア業者、建築廃棄物処理業者を対象に説明会を開催する。また、出勤時間帯の街頭キャンペーンなど、対市民宣伝も行うことにした。2015年5月15日民衆の声 キム・ボソン記者

■サムソン「白血病被害者の補償を先に」VSパノリム「再発防止策も同時に」

白血病の被害者対策に関して、サムソン電子は「先補償・後再発防止対策」を提案し、一方、「半導体労働者の健康と人権守り」パノリムは同時解決を主張し、来月に予定されている調停委員会の調停案を導き出すまでには陣痛が予想される。

18日「サムソン電子半導体など事業場での白血病など疾患発病に関する問題解決のための調停委員会」(調停委)は、6月に三つの議題(謝罪・補償・再発防止)を総合した調停案を出すことに明らかにした。キム・ジヒョン調停委員長(前・大法官)は「ハンギョレ」との電話で「意見差をどのように狭めるかが大きな宿題」とし、「三つの議題はそれぞれ独立した議題というよりは、互いに関連性があるので(調停案は)議題を網羅しなければならないようだ」と話した。昨年5月14日、権オヒョン・サムソン電子代表理事の謝罪を契機に本格的に始まった交渉でも異見を狭められないとして、昨年12月に調停委が構成された。

調停案の内容が注目される中で、サムソン電子が4月に、「補償と謝罪の議題を先ず決

着させよう」という考えを調停委に提出したことが最近確認された。サムソン電子は「謝罪と補償、予防の内のどれか一つに軽重を仕分けできないが、緊急な議題と、異見が狭まった議題を先に解決し、更に多くの検討が必要な議題は十分な議論によって最終妥結を引き出す『段階的アプローチ』方式を取れば良い」と明らかにした。「早期合意」を主張して被害者とその家族の一部が作った「サムソン職業病家族対策委員会」(家対委)も同じ考えだと分かった。

しかし、補償対象を調整に参加しない被害者にまで拡大し、第三者が参加する再発防止対策作りを要求したパノリムは、反対の立場を明確にした。パノリムは「サムソン電子の職業病問題の社会的解決のために、三つの議題をすべて包括した勧告案を出すという調停委の趣旨が後退しないことを願っているので、予防対策の議論を先送りしようというサムソンの提案は遺憾だ」として「被害の補償が急がれるように、現職の労働者のための予防対策も先送りできない緊急な問題」という立場を、15日に調停委に伝えた。3月までにパノリムに情報提供したサムソン半導体・LCDの職業病情報提供者は196人(死亡69人)で、昨年同期の136人(死亡50人)から60人も増えた。2015年5月19日 ハンギョレ新聞 キム・ミンギョン記者

■「筋骨格系の労災認定率低い」労働者が集団申請

現代自動車の労働者Kさんは2003年に入社した後、車体を高熱のオーブンに入れて塗料を乾燥する過程で変形が起きた部分を復旧するために、毎日1分に5～10回ずつ平均600台の車に槌打ちをした。2012年に右肘に激しい痛みを感じたKさんは、勤労福祉公

団に労災（療養給与）を申請した。しかし勤労福祉公団はKさんの痛みは「業務と因果関係がない」とし、労災と認定しなかった。一方、勤労福祉公団は2007年に、Kさんと同じ工場で似たような仕事をし、同じように右肘痛に苦しめられたkさんの労災申請は認めた。当時Kさんは入社9年目だったが、kさんは入社10ヶ月目だった。

労災認定が交錯した理由は「勤労福祉公団・業務上疾病判定委員会」の判断が恣意的だからだという指摘がある。クォン・ドンヒ労務士は「労災を申請しても、現場調査、専門家評価などがキチンと行われず、公正性の論議が絶えない」と指摘した。実際、ソウル高裁は今年の3月、Kさんが勤労福祉公団を相手に出した訴訟では、業務関連性を認めて労災と判断した。

筋骨格系疾患を理由にした労災申請は、2006年は4130件で、2014年に5743件と毎年増加傾向にある。一方、2006年に65.9%だった労災認定率は、2011年に46%まで低くなった。これに対して2010～2013年に「労災保険制度改革のための労使政TF」が作られ、筋骨格系疾患の認定基準などが改善され、労災承認率が2014年には54.1%と再び高くなったが、過去の水準は回復できていない。

金属労組は20日、勤労福祉公団に、現代車、現代重工業などで働く労働者50人の集団労災を申請した。パク・セミン金属労組労働安全保健室長は「勤労福祉公団・業務上病気判定委員会が、労働者の作業環境をキチンと把握しようとする努力を怠ったまま、年を取って罹った退行性疾患とするなど、個人的で主観的な判断をしている」と主張した。2015年5月20日 ハンギョレ新聞 キム・ミンギョン記者

■労働者健康は労働者が守ろう／韓国労総が参加型産業安全保健教育

韓国労総が20日、労組幹部を対象に参加型産業安全保健教育を行った。2015年の参加型産業安全保健教育には、労組幹部85人が参加した。今回の教育は3日間行われる。

韓国労総は教育期間に、△健康権確保のための労働組合の役割、△産業安全保健実務と企業殺人法制定の必要性、△安全保健活動に有用なスマートフォン・アプリの活用、△労働運動の現況と対応、をテーマに講義と討論をする。2015年5月21日 毎日労働ニュース キム・ボンソ記者

■希少疾患だと労災認定されず、治療費も巨額に／持続的・定期的な後援が命綱

最近、パノリムの活動家が残念な報せを聞いた。17才でサムソン電子器興（キフン）工場LCD事業部に入社した後、3年目に希少難治性疾患の多発性硬化症を病み始めたキム・ミソン（35）さんが倒れて、脚の靱帯が切れたという。15年闘病中のキムさんは、免疫体系が壊れて視神経を失った。薬品の副作用で股関節も壊れた状態だ。視力と脚の一つをあきらめなければならない状況で、靱帯まで切れたのだ。勤労福祉公団に提起した労災申請は受け容れられなかった。

パノリムはキムさんの労災訴訟と診療費を支援するために、急遽、後援者を探している。400人余りの後援会員で運営されるパノリムの財政は、相当部分がキムさんのような職業病被害者の支援に使われる。今まで3人しか労災と認められない、余りの希少難治性疾患であるため、途方もない治療費がかかる。2015年5月26日 毎日労働ニュース キム・ハクテ記者

（翻訳：中村 猛）

前線から

はつりじん肺損害賠償訴訟 第31、32回弁論報告

大 阪

浜川邦宏さん本人尋問

はつりじん肺訴訟の本人尋問も残すところあと3人となった。

5月12日から始まる残り3人への本人尋問は、大林組が各原告に3時間の反対尋問を予定している。大林組の、自らの意見を長々と述べて最後に申し訳程度に質問が入るという尋問手法が尋問時間の長時間化につながっている。すでに7人の原告に反対尋問を行ってきたのであるから、少し工夫すればスムーズに反対尋問が進むと思われるが、被告からすれば遅れることに何ら不利益もなく、むしろ理にかなっているのかもしれない。また、今までは裁判長も特に注意を与えることもなく、傍若無人な振る舞いとも言える大林組代理人の姿勢は黙認されてきた。

裁判所構成の変更

この雰囲気を変えたのは、提訴後何度目かになる裁判長

の変更であった。新裁判長は反対尋問開始直後から大林組代理人に対して迅速な尋問を行うよう指示し、具体的に終了時間を示しながら進めていく。おかげで大林組による反対尋問も2時間半あまりで終了した。さらに尋問中にも浜川さんに対しても、休憩は必要かとか、水を飲むようになるなどの細かい気遣いを見せてくれた。

また今回は反対尋問中に原告側弁護団からの異議が効果的に発せられた。

すでに述べたように大林組の尋問スタイルは、被告の主張を述べるところから始まる。その主張が事実と異なる誤ったものでも、本当のこととして質問を進めるため、前提事実が原告の記憶や経験と異なってくる。そのために原告が混乱し、正しい回答ができなくなってしまう。このような尋問を誤導と呼ぶが、今回は、誤導尋問を行う大林組に対し、井上弁護士から異議が唱えられた。

それでも誤導を続ける大林組代理人に、村川弁護士も加勢して異議を申立て、裁判所も再三質問を変えるように被告側に命じた。大林組代理人のその後の尋問姿勢に変化はなかったのだが、浜川さんにとっては大林組の尋問に欠陥があるということに気が付くきっかけになった。

浜川さんの怒り

困窘をたしなむ好々爺といった風体の浜川さんは、ウチナーグチ訃りで淡々と質問に答えていく。はつり作業に疎い被告代理人らの発する滑稽な質問に対しては「ハッハッハ」と元よく笑いとばす。

こんな浜川さんにとって、ひとつだけ許せないことがあった。

尋問が始まる前に、「俺、これが腹立つんや」と突き出してきた手に握られていたのは大林組が提出した証拠説明書である。浜川さんが入場した現場について、一件ずつ大林組の現場監督がその現場の指揮命令系統や安全衛生管理について陳述しているが、その陳述内容ではなくて証拠説明書の立証趣旨に書かれている文言が気に入らないという。間違いなく就労し、労災事故にもあっている現場について、浜川さんの入場が否定

されているというのがその理由らしい。そのため最初の休憩に入った途端に被告席に近づいて行き、「あんな、これやけど」と大林組代理人に抗議を始めた。狼狽した大林組代理人が原告代理人に助けを求め、井上弁護士に付き添われて戻ってきた浜川さんは、「ちょっと説明しておこうと思って」と澄ました顔だった。

原告らに入場してもいない現場を作業現場として挙げている者はいない。これまでの尋問を通して、裁判所だけではなく被告らも原告が作業現場を正直に主張しているという印象を持ったと思う。これは各原告が正直に自らの経験を話してきた成果ではあるが、ほこりまみれになって、辛い思いをして働いてきた事実を否定されたときほど怒りに繋がるものはないのではないだろうか。

末吉茂正さん本人尋問

5月21日は末吉さんの尋問期日があった。

浜川さんは、余裕を持って対応しているように見えたが、終了時には疲労困憊していた。それを目の当たりにした末吉さんにしてみれば、危険あふれる未知の領域に足を踏み入れるような気分だったに違いない。そのためか、眠

れない日々が続いていたという。

本人尋問は、自分の知っていることを質問に答える形で伝えるという趣旨だが、見上げる位置に裁判官が3名も座っており、横から弁護士が普段聞きなれない言葉で質問をすれば誰でも緊張する。もともと口下手な末吉さんにとっては、「はい」と答えることすら困難な状況に陥った。落ち着かない気持ちは、老眼鏡をいじくったり、椅子の上で正座になったり、のどをさすりながら質問に答える様子からも伝わってくる。

ここで助け舟を出してくれたのはまたも裁判長であった。楽な姿勢で尋問を受けてよいと指示し、休憩は必要ないか、水を飲んだらどうかと頻繁に声をかけてくれる。椅子も回転椅子に換えてくれたため、その後の尋問は椅子を左右に回転させながら答え、この回転椅子の揺れが末吉さんをずいぶんと落ち着かせてくることになる。また、長裁判長は大林組に対し、常に残りの質問時間を確認して迅速な尋問を促した。

末吉さんの反撃

少しずつ落ち着きを取り戻した末吉さんは、普段の無口さとは打って変わって雄弁な

姿を見せるようになる。被告代理人から記憶違いの可能性を指摘されても、ひるむことなく積極的に反論する。終いには訴外の関係者の名前を出して「そんなに言うなら連れてこようか？」とまで発言した。ここまで言われると客観的な証言など提出されたくない被告にとってみれば「いえ、結構です」以外に返す言葉がない。

今回の尋問で特筆すべきことは、末吉さんによるゼネコンの直接指示に関する証言だろう。ゼネコンの監督が、職長や一時下請の監督者に対してだけではなく、末端のはつり職人に対しても作業指示を行うことについて、末吉さんは具体的指示内容から監督の作業を手伝ったことまで明らかにしてくれた。原告が入場した各現場を担当した監督からの陳述書を提出してきた大林組も、これ以上の抵抗はできないだろう。

空いている被告席

前回の浜川さんの本人尋問時でも言えることだが、被告席の空席が目立つ。出廷していない被告の名前を読み上げる時間が弁論期日を追うごとに長くなっている。西松建設が出廷しないことはお約束となっているし、反対尋問を予

定している竹中工務店が主尋問を聞かずに午後から出廷してくることも見慣れた光景となってきた。裁判が収束していくというよりも、霧散していくような印象すらある。

今後どのように進行していくのかまだ分からないが、次回はいよいよ本人尋問も最後の一人である。大勢の傍聴応援で岡山さんにはエールを送りたい。

のは、全国過労死を考える家族の会代表世話人の寺西笑子さん、過労死弁護団で過労死等対策推進協議会の専門家委員でもある岩城穰さん、それに過労死防止大阪センター事務局長の柏原英人さん。それに学会側からは、三井化学本社健康管理室で産業医の土肥誠太郎さんが報告した。

昨年6月に過労死等防止対策推進法が成立して以降、全国での取り組みが進められてきたが、企業内での具体的な過労死防止へ向けた産業保健の取り組みが求められているところだ。しかし、産業保健の側からの対策としては、労働安全衛生法にもとづく医師の面接指導などの対策が決められているものの、具体的な防止策といったものが話題になったことは少なかった。

今回の取り組みを機会として、産業医学の専門家と過労死防止対策に取り組む様々な活動が密接なつながりを持つことが期待されている。

次回： 7月9日(木) 10時～
原告 岡山義昭さん本人尋問
大阪地裁 202号法廷 (大法廷)

産衛学会地域交流集会で 過労死防止対策を議論

大 阪

5月15日、大阪市北区で開催された第88回日本産業衛生学会で、「過労死を防止するために一産業保健に期待すること」をテーマに地域交流集会が開かれ、学会外から

パネリストとして3月に発足したばかりの「過労死防止大阪センター」の幹事らが出席、産業医や労働衛生学研究者等と交流した。

パネリストとして報告した



★オススメ!! 労災職業病チャンネル★

NPO 法人神奈川労災職業病センターがYouTubeに「労災職業病チャンネル」を開設、派遣法、職場のいじめ嫌がらせ、過労死、被ばく労働... 専門家による様々な講演などを発信しています。是非ご覧ください!

◆ 働く人の安全と健康を考える労災職業病チャンネル ◆

<https://www.youtube.com/channel/UCI8fo24IfO85u3MamCVB7yQ>

5月の新聞記事から

5/5 外国人技能実習制度で不正を行った受け入れ団体等が昨年1年間で計241機関(前年比11機関増)だったことが、法務省のまとめで分かった。2010年以降4年連続の増加。

5/9 シルバー人材センターを通じて働く高齢者について、週20時間までしか働けない規制を年内にも緩和する方向で、厚生労働省が検討を始めた。30～35時間程度まで広げる方向。

福島第1原発で2014年度に働いた作業員のうち、被ばく線量が20mSvを超えたのは992人で、13年度と比べて1.5倍に増加したことが東電の資料で分かった。14年度に被ばく20mSv超だったのは東電社員が11人、協力企業の作業員が981人。

5/12 裁量労働制で働き、心疾患で亡くなった市場アナリストの男性(47)について、三田労働基準監督署が過労死として労災認定したことが分かった。13年7月に倒れ、心室細動で死亡。残業時間は月40時間とみなされていたが、実質的に裁量はなく、遺族側の調査で発症前1カ月の残業を133時間、発症前2～6カ月の平均を108時間と見積もり、14年8月に申請し、15年3月に認定された。

5/15 塩崎恭久厚生労働相は閣議後記者会見で、ブラック企業について、行政指導の段階で企業名を公表する方針を明らかにした。対象は、複数の都道府県で事業を展開する社会的に影響力の大きい企業。18日の全国労働局長会議で同日から実施を指示する。

5/17 「大阪都構想」の賛否を問う住民投票が開票された。反対70万5585票、賛成69万4844票で、否決された。橋下徹大阪市長は記者会見で、12月の任期満了で政界を引退する考えを表明した。投票率は66.83%だった。

5/19 性的少数者(LGBT)への差別を禁止し、差別を受けた人への支援を国や自治体に義務付ける「LGBT差別禁止法」の私案を「LGBT法連合会」が作成発表した。あらゆる分野でLGBTへの直接的、間接的な差別やハラスメントをなくすための基本方針を政府が定め、各自治体が基本計画を策定するよう求めている。

5/20 東電は福島第一原発の事故で、2号機の格納容器から圧力を逃がすバントが失敗していた可能性が高いと発表した。原子炉建屋にロボットを入れ、配管の放射線量を調べたところ、放射性物質が通過していないとみられるという。

原子力規制委員会は、原発で働く作業員が緊

急時に100mSv以上の高線量を被ばくする恐れがある場合、事前に書面で本人の同意を得ておくことなどを条件とする規則の改正案をまとめた。来年4月施行を目指す。

5/21 京都市上京区役所の臨時職員だった30代女性が昨年、上司の50代男性課長から繰り返しセクハラ行為を受けたとして、同市に慰謝料など計約360万円を求めて京都地裁に提訴した。女性は昨年6月に採用され7月ごろから課長のセクハラ行為が度重なり、自律神経失調症を発症して9月末に退職した。

5/22 維新の党の足立康史衆院議員の事務所スタッフだった40代女性が、足立議員に対し、未払いの残業代とパワハラへの慰謝料として、約2300万円の支払いを求め大阪地裁に提訴した。女性は2013年1月～昨年12月事務所で常駐スタッフとして勤務。2年間計約3700時間の残業代が支払ず、足立議員から「殺すぞ」などの暴言を浴びせられたと主張している。

校長からパワハラを受けうつ病を発症したとして、甲府市の小学校に勤務する教諭が、県や同市に慰謝料など約500万円を求めて甲府地裁に提訴した。前任の学校で当時の校長からたびたび大声で批判されるなどし、12年8月末にうつ病と診断され、約7カ月間休職を余儀なくされた。

日本で働いた外国人技能実習生のうち、11.6%が来日前に母国の送り出し機関などに、禁止されている保証金を支払っていたことが厚生労働省の調査で分かった。調査は2014年10～11月に、中国やフィリピン、インドネシアなど5カ国に帰国した実習生を対象に実施。578人が回答し、1割を超える67人が保証金を支払ったと回答。政府は今後、送り出し国との間で取り決めを作成し、悪質な送り出し機関の排除を目指す。

5/26 建設作業中にアスベストを吸い込んで健康被害を受けたとして、大阪や兵庫などの元建設作業員と遺族計30人が国と建材メーカー41社に計6億9300万円の損害賠償を求めた訴訟が大阪地裁で結審した。判決は来年1月22日。

5/27 居酒屋「庄や」などに勤務する社員に93時間に及ぶ時間外労働をさせたなどとして、東京労働局は労働基準法違反の疑いで、庄やをチェーン展開する「大庄」の店長ら2人と、法人としての同社を東京地検に書類送検した。25年9月に実施した監督調査で、長時間労働に対する勧告指導を行ったが、改善が見られず、同年12月に強制捜査に踏み切った。

2015 年夏期カンパへのご協力をお願い

各位におかれましては、ますますご活躍のことと存じます。

私ども関西労働者安全センターに対し、常日頃より多大なるご支援、ご協力をいただき心より御礼申し上げます。

はつり労働者がゼネコンに損害賠償を求めたはつりじん肺集団訴訟が大詰めを迎えています。5月には2度の証人尋問期日が開かれ、次回、最後の証人尋問は7月9日、原告団長の岡山義昭さんが証言します。ぜひ法廷に足を運んでいただき、傍聴支援をよろしくお願いいたします。証人尋問が終われば、提訴から6年目となった訴訟もいよいよ結果が出るまでもう少しです。

アスベストに関しては、「クボタ・ショック」から10年が経ち、この6月に尼崎では外国から環境被害の当事者などを招いての集会が予定されています。設立11年目の中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会は、新たに神奈川支部が設立され、水戸・埼玉、山梨などで相談会も開催され活動はますます広がっています。センターでも相談対応に協力し、被災者を支援しています。去年の泉南アスベスト国賠訴訟の最高裁判決が国の責任を認め、国は条件を満たすアスベスト被害者には和解金を支払うとしたのを受け、東大阪市にあった五稜石綿で働き中皮腫で死亡した方の遺族が、3月20日に国賠訴訟を起こしました。5月1日はクボタ水道管の加工でやはり中皮腫を発症し死亡した方の遺族が続いて提訴、この6月にはさらに2件の提訴が予定されています。条件に当てはまる方はまだまだいるはずで、救済に向けて広く呼びかけを行っています。

ニチアスを相手取った全造船・ニチアス関連企業退職者分会による岐阜、奈良での損害賠償裁判にも取り組んでいます。岐阜裁判は9月に判決予定、奈良は大阪高裁に舞台を移し、6月24日に判決が言い渡されます。

3月13日には過労死防止大阪センターが設立されました。昨年施行された「過労死等防止対策推進法」成立のため尽力してきた「全国過労死を考える家族の会」などが中心に、過労死をなくす運動をさらに推進する拠点として、大阪の労働関係団体に広く呼びかけられてきたネットワークです。当センターも幹事として運動の一端を担っていく予定です。

そのほか、頸肩腕障害、指曲がり症、ANCA関連血管炎、超硬合金肺など取組中の課題において、医師、専門家、関係労組などとの連携のもと、一層前進を図っていきます。

そのためにも、誠に恐縮ではありますが、皆様にカンパへのご協力をお願い申し上げます。今後の活動のさらなる推進のため、よろしくお願いいたします。

2015年6月

関西労働者安全センター運営協議会

議長 浦 功

事務局長 西野 方庸

郵便振替口座 00960-7-315742

近畿労働金庫 梅田支店 普通 1340284

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ

腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。



種 類		型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	－
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブルー(ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	－
			骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	－	

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センターTEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき2,400円増	
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増	

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259